

# 会 議 録

令和 7 年度 第 1 回和光市介護保険運営協議会

開催年月日・召集時刻

令和 7 年 5 月 26 日(月)午後 1 時 30 分

開催場所

市民文化センター企画展示室

開催時刻

午後 1 時 30 分

閉会時刻

午後 2 時 50 分

## 出席委員

## 事務局

菅野 隆

健康部部长

鈴木 正敏

櫻井 崇

森田 圭子

健康部次長兼長寿あんしん課課長

山口 はるみ

梅津 俊之

熊谷 和恵

長寿あんしん課主幹兼課長補佐

安田 芳子

川口 暢

八木沢 直子

長寿あんしん課課長補佐

清水 孝悦

石井 ゆり奈

茂野 洋之

長寿あんしん課長寿支援担当統括主査

松根 洋右

吉田 貴之

渡久地 勢子

長寿あんしん課介護保険担当統括主査

島津 結実

長寿あんしん課地域支援事業担当統括主査

沖 結里加

## 欠席委員

深野 正美

木暮 晃治

岩崎 郁人

宮永 美都

備考

傍聴者 21 人

会議録作成者氏名

川口 暢

## 会 議 内 容

梅津次長	<p>本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の進行を務めます健康部次長の梅津でございます。会議に先立ちまして本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>&lt;資料の確認&gt;</p> <p>よろしいでしょうか。はじめに、柴崎市長より、皆さまにご挨拶申し上げます。</p>
市長	<p>&lt;市長あいさつ&gt;</p>
梅津次長	<p><b>1 諮 問</b></p> <p>続きまして、運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。菅野会長、ご起立願います。</p>
市長	<p>&lt;「諮問書」読み上げ、市長より会長へ渡す&gt;</p>
梅津次長	<p>柴崎市長は、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>&lt;市長退席&gt;</p>
梅津課長	<p>令和7年4月1日付で部長の異動があり、新たな部長のもとでの最初の協議会となりますので、健康部長櫻井より、皆様に一言ご挨拶申し上げます。</p>
櫻井部長	<p>&lt;部長あいさつ&gt;</p>
梅津次長	<p>介護保険運営協議会につきましては、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっております。また会議後には、会議録を作成し、公開いたします。その際、記録については、要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録といたしますので、ご了承ください。</p> <p>なお、介護録作成のため、録音を行っておりますが、作成後に消去いたします。それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。</p>

菅野会長	<p><b>2 開 会</b></p> <p>ただいまから、令和7年度第1回和光市介護保険運営協議会を開会します。本日の会議は15時ぐらいまでを予定しておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p> <p>それでは会議の開会にあたり、委員定数について、事務局の確認をお願いします。</p>
梅津次長	<p>本協議会は15名の方が委員であり、その過半数である8名の出席が会議の成立要件となりますが、本日、過半数以上、11名の出席ですので、会議は成立いたします。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございます。それでは、議事に入りますが、はじめに議事録署名人の指名をさせていただきます。名簿順でございますが、松根委員、茂野委員のご両名に議事録の確認と署名をお願いいたします。</p>
菅野会長	<p>会議を傍聴される方をお願いします。円滑な進行のため、会議中の発言や私語はお控えください。また、携帯電話は、マナーモードにするなど、音が鳴らないようにしてください。</p>
菅野会長	<p><b>3 議 事</b></p> <p>それでは、議事に沿って進めます。本日は諮問事項が1つとなります。諮問事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
梅津次長	<p>はい、それでは介護保険特別会計における不適正な支出による支払月の期ずれについて、事前に配付させていただきました資料1と資料2に基づき、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>なお、資料につきましては、今月8日と9日に開催しました市民説明会において使用した資料と基本的には同じ内容としております。異なる点は、資料2の裏面に介護保険準備基金の推移を追加した点になります。</p> <p>それでは、初めに資料1の(1)事案の概要をご覧ください。</p> <p>介護保険制度では、被保険者の方が介護給付サービスを利用した場合、利用した被保険者が1割から3割を負担し、残りの9割から7割を、いったん市が負担しています。これが保険給付費になります。この市が負担した保険給付費については、後日、法律に定められた割合で、国、県、市、第2号被保険者が</p>

梅津次長

負担してくれます。この国が負担する分が、国の介護給付費負担金になります。この国の介護給付費負担金については、国の政令等により、対象月を5月支払分から翌年4月支払分までと定められています。

しかしながら、和光市の介護保険特別会計では、一会計年度における保険給付費の支出が4月支払分から翌年3月支払分までとなっております。

今回の支払月の期ずれとは、国の介護給付費負担金（歳入）の対象月と和光市の歳出年度の保険給付費の支出月にずれが生じていることとなります。

この期ずれにより歳入と歳出に1か月分のずれが生じているため、国の介護給付費負担金の対象月と市の支出月との調整が必要となり、国の負担金の精算を行う際に、当該年度予算で支出した4月支払分を除き、翌年度予算で支出した翌年4月支払分を加えて介護給付費負担金の精算を行っていました。

この内容を更に詳しく説明したいと思いますので、ここで資料2に移らせていただきます。図が記載されている資料2をご覧ください。

この資料では、国の介護給付費負担金の対象支払月を斜線で示し、市が当該年度で支出した支払月を黄色で示しています。

初めに、(1)の図をご覧ください。(1)では、例として平成15年度の状態を示しています。

平成15年度では、国が定める政令と通知に基づき、下の歳出、黄色マーカーになりますが、「5月支払分から翌年4月支払分まで」を15年度予算で支出していました。

上の歳入、斜線になりますが、この12回分を平成15年度分として国から負担金の交付を受けていました。この場合、歳出の当該年度予算で支出した支払月、黄色マーカーと、歳入の国の負担金対象とする支払月、斜線とが一致している状態になります。これが正しい状態です。

次に(2)の図をご覧ください。(2)は、平成16年度になります。

下の歳出、黄色マーカーになりますが、16年度予算では、5月支払分から翌年3月支払分までの11回しか支出していませんでした。黄色マーカーが引かれていない4月支払分は、本来、16年度予算で支出すべきものですが、翌年度の17年度予算で支出されていました。当時の保険給付費、1回分の額は、約1億2千万円でした。斜線の歳入をご覧ください。平成16年度分の歳入では、国の負担金では、16年度予算で支出した11回分に17年度予算で支出した4月支払分の1回分を加えて交付を受けており、歳入の国の負担金については、省令等に基づいた正しい期間で交付を受けています。

次に(3)の図をご覧ください。黄色マーカーの歳出になりますが、16年度に11回しか支出しなかったことにより、17年度以降は、当該年度予算で支出する

梅津次長

支払月、黄色マーカーが4月支払分から翌年3月支払分までとなり、一方で国の負担金の対象支払月は5月支払分から翌年4月支払分までのままになりますので、歳出の当該年度予算で支出する支払月、黄色マーカーと、歳出の国の負担金の対象支払月、斜線にずれが生じてしまいました。

平成16年度に支出を怠った1回分が先送りされてきたことは問題ですが、先送りされてきた支出についても、何か不正な目的に使用されてきたというようなことではなく、あくまでも保険給付費として支出されてきたものになります。

次に裏面の(4)の図をご覧ください。令和6年度になります。令和6年度に現状を是正するための対応を取らせていただきました。現状を是正するためには、歳出の当該年度予算で支出した支払月、黄色マーカーと、歳入の国庫負担金の対象支払月、斜線とを一致させなければなりません。

そのためには、平成16年度予算で支出を怠った1回分を補填することが必要となりますので、令和6年度に13回分の支出を行いました。

令和6年度の当初予算では、12回分の予算しか計上していなかったため、令和6年度で13回分を支出するために、令和7年3月議会で1回分の保険給付費を増額する補正予算をお認めいただき、令和7年4月支払分約3億円を令和6年度予算で支出いたしました。

この令和7年4月支払分を支出するに当たって、介護保険特別会計の基金だけで対応できなかったため、基金からは9千万円を拠出し、残りの2億1千万円は、一般会計から繰り入れて、令和7年4月支払分の3億円を支出しました。

平成16年度に1億2千万円だった1回分の保険給付費が、令和6年度で約3億円になった原因についてご説明いたします。

平成16年度以降の被保険者数と認定者数、それと保険給付費の推移をご用意しました。

平成16年度では、被保護者8,251人、認定者数1,001人、一年度の保険給付費は、13億1,091万434円でしたが、令和6年度では、被保護者は7,187人増の15,438人、認定者数は1,037人増で倍以上の2,038人、保険給付費は、43億9,227万1,461円となっております。

なお、令和6年度の保険給付費の額には期ずれの対応で支出した約3億円が含まれていますので、実質的には約40億9千万になります。その場合でも平成16年度からは、約27億8千万の増で、3倍以上の額となっております。介護保険制度では、右肩上がりで保険給付費が膨らみ、年約5%程度の上昇が続いてきましたので、平成16年度に1億2千万円だった1回分の保険給付費が令和6年度では約3億円にまで膨らんでおります。

梅津次長

また、介護保険準備基金の推移につきましては、年度当初と年度末をお示ししております。介護保険準備基金については、残高が多くなり過ぎないようにとの考えから、介護保険料を算定する際に、介護保険準備基金からの繰り入れを行ってきましたので、概ね1億5千万円程度で推移しております。

以上が、資料2の説明になります。資料1にお戻りいただいでよろしいでしょうか。

(2)事案発覚の経緯についてご説明します。

介護給付費負担金の実績報告書を国に提出する際には、決算書抄本を添付することになっています。その年度に支出した保険給付費の額を証明するための書類になります。令和6年6月に、実績報告書に添付された決算書抄本の数字と財務会計システムの数字が異なっていたため確認したところ、令和5年度予算で支出した令和5年4月支払分を削り、令和6年度予算で支出した令和6年4月支払分を加える作業が行われていたことが明らかとなりました。長寿あんしん課では介護給付費負担金の精算における決算書抄本の作成において、当該作業を行うことが20年間、担当者間で引き継がれていました。

続きまして、(3)事案の発生原因になります。

国に提出する実績報告書が過去5年分しか保存されていないため、市の財務会計システムで過年度の支出状況を確認いたしました。

平成16年度に保険給付費が5月支払分から翌年3月支払分までの11回しか支出されておらず、平成16年度予算で支出すべき平成17年4月支払分が平成17年度予算で支出されていました。以降、和光市の一会計年度予算では4月支払分から翌年3月支払分までが支出されてきました。

平成16年当時の長寿あんしん課の担当職員3名が現在も在職していることから聞き取り調査を行いました。

2名は知らないとのことでしたが、1名が記憶しており、その職員によると、年度末の支出が不足する見込みであったことから3月議会に補正予算を計上するのか伺ったところ、当時の統括主査、一般的に言うところの係長になりますが、統括主査からは、翌年度予算で支出する旨の指示があったとのことでした。

ただし、その指示が統括主査の独断だったのか、その上司である課長、部長、市長が承知したうえでの指示だったのかはわからないとのことでした。

次に、(4)事案への対応になります。

この期ずれを正すためには、市の一会計年度における支出を5月支払分から4月支払分までとしなければなりません。平成16年度予算で11か月分しか支出しなかったため、それ以降の年度のどこかで13か月分を支出しなければなりません。平成17年度以降、翌年4月支払分を翌年度予算で支出することが

梅津次長

繰り返されてきたため、期ずれが発覚した令和6年度予算で対応することとしました。

しかしながら、令和6年度の当初予算では、12か月分しか計上していなかったため、1か月分の保険給付費を確保しなければなりません。

現在の1か月分の保険給付費相当額、約3億円を確保するため、令和7年3月議会に、一般的な家計の貯金に相当する介護保険準備基金から9千万円、一般会計から2億1千万円を繰り入れる補正予算を上程し、議会の議決をいただけたことから、令和6年度予算で令和7年4月支払分を支出し、和光市の介護保険特別会計で生じていた支払月の期ずれを是正することができました。

次に、(5)市民への影響になります。

介護保険は、市の全体的な一般会計とは異なり、介護保険を運営するための独立した会計である、特別会計となっており、本来はその予算の範囲で運営するものになります。

今回、期ずれを是正するため市の一般会計から介護保険特別会計に2億1千万円を繰り入れましたが、特別会計の原則からしますと、この2億1千万円については介護保険特別会計で負担すべきものとして一般会計に返還するということになります。

介護保険特別会計の歳入では、国、県、市、第2号被保険者の負担割合は、法律で定められた割合のみの金額しか入ってきません。介護保険特別会計でこの2億1千万円を負担しようした場合、第1号被保険者の保険料に上乗せすることになります。

あくまでも試算になりますが、2億1千万円による介護保険料への影響を第9期介護保険料の算定ベースで試算しますと、第10期の1期年で返還する場合、基準額である第5段階の保険料が、月額で327円、年額では3,924円の増額となります。非常に大きな増額の幅であり、市といたしましても保険料に与える影響が非常に大きなものであると認識しております。

市の考えといたしましては、原則的な考えをお示しさせていただいたため、市民の皆様非常に不安な思いを抱かせてしまったことについて、深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

この2億1千万円の具体的な対応について、市の原則的な考えを押し通すものではありません。本日の介護保険運営協議会で委員の皆様のご意見をお伺いし、また、市民説明会での意見も参考とした上で、最終的に市として判断してまいります。

最後に、(6)再発防止になります。

今回の介護保険特別会計における支払月の期ずれが20年間も続いてしまっ

梅津次長	<p>ていた原因は、前例踏襲による事務の執行と法令等の確認が不十分だったことによります。</p> <p>今後におきましては、法令等の確認を徹底し、適正に事務を執行してまいります。私からの説明は以上になります。ありがとうございました。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございます。(5)で具体的な対応について運営協議会が検討する、検討はいいんですけども、こんな大きな問題、ここでは決められないですね。それでもう2億1千万円決まっているんですね。どうやって返還するかということですね。何か事務局としての具体的に何かありますか。</p>
梅津次長	<p>先ほど説明いたしましたとおり、今回の不適正な支出による支払月の期ずれを正すために、令和6年度予算で13回分の保険給付費を支出しました。その財源として、一般会計から介護保険特別会計に2億1千万円を繰り入れましたが、この2億1千万円への対応について、ご意見をいただければと考えております。</p> <p>考え方の1つとしては、介護保険は特別会計ということで、独立した会計により、制度を運営することとなっております。今回、例外的に一般会計から介護保険特別会計に2億1千万円を繰り入れましたが、特別会計の性質を考えると、原則的には、第10期以降の保険料に上乗せして、一般会計に返還するというのが一つの考えとしてございます。</p> <p>もう一つの考え方としましては、支出が先送りされてきましたが、この保険給付費自体は、これまでの介護保険制度の運営に使用されてきたものになります。本来は、これまでの方々に負担していただくものになるものですが、これを今後保険料に上乗せするという事は、これからの皆様に負担していただくことになり、なかなか理解をいただくことが難しいことから、今後の保険料に反映するようなものではないという考えも一つございます。</p> <p>考え方としては、おおむねこの2つになりますが、今月8日と9日の市民説明会では、職員の不適切な事務処理によって先送りされてきたのであれば、職員が負担すべきとのご意見もございました。</p> <p>考え方については、以上となります。委員の皆様からご意見をいただけますよう、よろしく願いいたします。</p>
菅野会長	<p>はい、1つ目の考え方としては、今後の被保険者に負担をかけると。2つ目と</p>

しては、一般会計から持ってくるにしても市民全体に迷惑をかけるということですね。簡単に言えば。それをここで決めるということだけど、意見はそれぞれあるかと思いますが、あと、おっしゃるとおり 20 年間誰も気づいてなかったのか、気づいてた人がいても発言できなかったのか、行政の方、市長さんも含めてですね。修正は早ければ早いほど傷は浅かったわけですね。

また、この期に及んでなんでという方もいるんじゃないかな。もしかしたら、これで今までこの変則的なやり方で続いてきて、令和 6 年度、今年度で急激に一気に解決しようということだから、無理が生じるんじゃないかとも。ちょっとこのままでもいいのではないかということも一つにはあると思うんですよ。これは国も県も現状が違法ではないということはもう確認したんですよ。

梅津次長

この発覚した段階で県にはご報告させていただきまして、相談させていただきましたが、国や県から交付されている介護給付費負担金につきましては額が間違っていないのであればそれについては和光市で対応してください、ということでした。

菅野会長

対応は和光市のほうで考えると、いうことですよね。これはあまりに大きなものだから、例えば、もう決まっているようなことでね、もうお金も一般予算から回ってくるってことで既に決定したような事項で、どうやって返すかということだけをここにお聞きになるということだが、もうちょっと早くから市民向けにね、こんなことが行われて間違った会計が行われてきたけど、どうしたらいいのかということをお伝え、その上で議会にもお考えいただいて、・・・、もうちょっと、もう 3 月で決算が終わっているのに今頃聞かれて、どう始末付けるかということだけの諮問、という風を感じるんですよ。

あまりにも、ちょっと我々としては、荷が重いし、またあまりにも今頃になってこんなことだけを我々に聞くのっていう、ちょっと疑問にも思うんですけどね。

梅津次長

確かに今回の件は今までにない案件であり、委員の皆様には大変申し訳ないとは思っております。

菅野会長

この問題が起こった時にすぐに市民の方々にね、こんなことが起こった。過去 20 年間、責任についてはお答えできないけど、こんなことが起こっていたと、もっと早くからご意見聞いてね、僕もやっと最近聞いたばかりだからね。なんというか、目が点というか、なんですよ。多分そういう方も多いと思うん

	<p>ですよ。</p> <p>一応、委員の皆さんからちょっとご意見をいただきたいと思うんですけど、いかがですか。</p>
清水委員	<p>20年間続いているって書いてますけど、これは、平成16年から？</p>
梅津次長	<p>平成16年度に本来12回支払べきところを11回だけ支払って、12回目を翌年度予算で支払ってしまったということになります。</p>
清水委員	<p>要は平成16年度からこういう変更をしたということですよ。国の支払月の対象は20年前から全然変わってないわけでしょ。なんで20年間もこうなっているのか。私は老人会に入っているいろんな役をやっていますが、この説明を聞いてきた人が、この間の老人会で大体説明されたんだけど、たくさんあったからやっぱりまともな質問が出来なかったということで、もし私が今回そういう話が出たから、よく聞いてくれって言われたから今聞いているんだけど、基準の第5段階というのはどういうこと。5回払うということ？</p>
梅津次長	<p>いえ、基本介護の保険料は12月分を払っていただくんですけども、所得に応じて額が異なり、その中で基準額と言われるのが第5段階になります。</p>
清水委員	<p>そうすると、全てが第5段階ではないだろうから、第5段階の人で、月に327円で、年で3,924円、余計に徴収するということですか。</p> <p>その話を聞いたときに、自分たちは言われるとおりに払っているんだけど、そのやり方がちょっと間違えだったのか勘違いだったのかかわからないんだけど、なぜ追徴金っていうのを我々が払わなければいけないんだろうかという疑問を思うわけで、その辺はどうなんでしょうかね。</p>
梅津次長	<p>本来ですね、平成16年度に支出を行うべき1回というのが1億2千万円なんですけれども、これがですね、17年度に13回支払って解決しておけばよかったんですけども、17年度は17年度で12回分の予算しかとっていなかったんで、今度は18年度の予算を使って、1回分を対応しました。そして、18年度も12回分の予算しかないんで19年度の予算を使って対応しました、という、この1回分の支出をどこかで負担しなければならないものを、先送り先送りしてきてしまって、しかも介護保険、先ほども説明しましたが、保険給付費自体、3倍ぐらいの金額になってしまうというところで、1回分が3億円にまで膨ら</p>

	<p>んでいるという状態になっています。</p>
清水委員	<p>それは金利も入っているんですか。</p>
梅津次長	<p>金利ではないです。介護保険サービスに対して払うものですので、利用者も増えてきておりますし、増加してきているということです。</p>
清水委員	<p>20年前のものも払っているということは、金利がつくんじゃないですか。20年前は1万円かわからないけれども、今から徴収するってなったら、20年前の1万円と今の1万円は違うから、通常そういったものが出てくる。</p>
梅津次長	<p>金利ではなく、あくまでもその介護保険サービスを市民の皆さんが使った分になります。通常介護保険サービスにかかる費用の1割～3割を自己負担をするわけですが、それ以外の9割～7割分の全体的な金額を、平成16年度の時は1回分が1億2千万円でした。それが、令和6年度になったら、1回分が3億円になったというわけで、金利とは異なります。</p>
菅野会長	<p>要するに当時受けたサービスと今のサービスの金額が異なっているということで金利ではないということですね。サービスの対価ですから。</p> <p>民間の考え方で申し訳ないけど、お金を借りて、ただ返さなきゃいけないとなると、一度に多くの出費が必要となるのであれば、例えば、金利付けてもそれこそ金利をつけてね、例えば分割にしようとか、月々100万円ずつで返せないかと、僕らは考えて運営するわけですよ。</p> <p>ただ、今回これ、一般会計から借りてそれで済まして、あと、返すのはどうしましょうか、っていうのはちょっと話がね、違うと思う。もっと早くから説明してもらって、どうやってこの1か月分の借金を返そうかっていうところから話が始まらないと、充てこんだあとにじゃあ今後どうやって返すんですか、って聞かれても、我々に聞かれても、ちょっと順番がおかしいと思うんですね。はい、どうぞ。</p>
森田委員	<p>私もそう思いまして、3月議会で、補正予算が通っているというところでは、一般会計繰入とかは、もう議会で通っているということですよ。議会で方向性がどのような方向性で通ったのか、私たちは民間のメンバーですが、議会は選挙で選ばれた市の代表の方々に、この補正予算が通った、返還もしなきゃいけない、予算が通ったという段階で、どのような方向性だったのか、まずそ</p>

らを教えていただきたい。

梅津次長

基本的には、議会にも本日と同じような説明をさせていただきまして、原則的には保険料のほうに上乘せさせていただきまして、一般会計に返すというのが基本的な考えにはなりますということを説明させていただきました。その際に1期3年で返すのか、2期6年、3期9年などで1回の負担を抑えたいうえで、市民の方に負担いただく、ということも考えられると説明させていただきました。なおそれにつきましてどうするかということは、今は第9期ということで、令和6年～8年の介護保険料となっておりますので、第10期、令和9年度以降の保険料をどうするかということが、来年度令和8年度、計画策定となりますので、その辺を含めまして、具体的な内容につきましては、第10期保険料を算定する際に考えさせていただければと伝えました。その後、いろいろな意見をいただく中で、やはり10期以降の保険料に上乘せするところは妥当なのかどうか、というところをこの協議会で意見をいただければと考えております。

菅野会長

先ほど申し上げたことの繰り返しになっちゃいますけど、議会で借りることは決まった。借りることは決まったが払うのはどうでしょうか、と。ただ、それは順番が違うのではないかと、ということなんです。どうもちょっと民間の我々の考え方だと、返すことが算段出来ないで返しちゃったという事なんですけれども、銀行から借りるにしても、返す算段なかったら借りないと思うんですよね。

でも一般会計から回してもらえばいい、というそういう考えもあったのか、また議会もよく前々からご相談なさってやってきたのかわからないけど、ただ普通であれば、順番がおかしいし、やはり決まる前にお知らせいただいた方がよかったんじゃないかと思うわけです。あの、ご質問など、皆さんから一言ずついただきたいんですけど、山口委員、どうですか。

山口委員

私もこの委員でとても荷が重いなっていう思いで来ました。この会が始まる前に市役所に、払い方だとかについて、ちょっと意見を知らないで、正式にこういうふうにしたらいというのかわからないので、その専門の方とか入ることは出来ないんでしょうか、ということはお質問させていただきました。そして、私たちがこの会の中で決めるっていうのはちょっと荷が重いと感じます。

菅野会長

ありがとうございます。じゃあ、一通りいただくということで、安田委員、何かありましたらどうぞ。

安田委員	私もよくわからないことで、この問題が出たときにびっくりして、ご近所さんたちはなんで私たちが支払わなければならないの、と散々聞かされたんですけども、金額が大きいだけに、よく呑み込めないということで、いろんな方たちから、もうちょっと深く教えてもらうしかないね、と言うことで終わります。
八木沢委員	まず、この金額をお聞きしてびっくりしました。私たちの運営協議会の方にお話しがあった。その前に議員さんへの説明はいつ頃行われたのか気になりました。以上です。
熊谷委員	私は難しい問題なのでどうしたらいいかわからない。私たちが支払わないと言ったらどうなるのか。
梅津次長	ご意見としていただければ、と思います。
清水委員	聞いてるとね、ただの報告会のようにしか聞こえない。資料送ってきたのは3日前。あなたたちはずーっとこのことをやってきた。当然、私たちよりもよく知っているはずなんです。私たちはわからないわけですよ。それで準備しろと言われたって、これ、今日の審議で決めちゃうんでしょ？
菅野会長	ここでは決められませんから。一応、こんな考えがありますよ、と市長に出すだけで、ここで決めたってことになったら、最後までみなさんの責任になりますからね。あくまでも、ここで決められることはない。
清水委員	この月額327円、年額3,924円というのは令和9年～11年の3年に限ってということですか。
梅津次長	今回の2億1千万円を介護保険料に上乗せして対応する場合は、これだけ上がりますよということになりますので、令和9年度以降、第10期の介護保険のこれからの計算になるんですけども、その通常の算定とは別に、327円上がりますよ、と考えられるので。
清水委員	何年間になる？

梅津次長	一応3年間になります。
清水委員	3年間ということは、年約4000円なので1万2千円ぐらいになるということか。
茂野委員	こちらの資料をいただいて、前回、お話があったかと思うんですけども、一般会計から3億を繰り入れるというところを議会で通ってしまったということで、我々が何も確認することはないのではないかなと思う。で、協議会で全てを決めるというのはやっぱり違うのかな、とも思う。第10期で支払うというのも、よい案というのがなかなか無い中で話し合うというのは難しい。
松根委員	良くわからない。
渡久地委員	この資料をいただいて驚きました。20年前ということで、それで自分自身、人間として、どうしてこういうことに、悪いことに使ったわけではないんですよ。人には間違いがあるとはいえ、あまりにも長い期間、あまりにも大きな金額、どうしていいかっていうのは、すみません、わかりません。
鈴木副会長	<p>この20年間続く、非常に不適正な処理をわかっていながら続けてきたというのが問題。そのつけがね、介護保険の被保険者に例えば10期3年間の中で保険料を引き上げとなると、被保険者としては抵抗せざるを得ない。かといって、介護保険料は40歳からですから、小規模の影響ならいいですけども、この9期の長寿あんしんプランで、第5段階の基準が5,880円ですよ。これが埼玉県下の中で、どのくらいの水準なのかということ、と、この期ずれした額を第10期の長寿あんしんプランに反映すると10期の被保険料の基準額がどのようになるのかちょっと心配なんです。</p> <p>資料で被保険者の認定者数と保険給付費を見ますと、R5年度、R6年度で、認定者数が2,054人と2,038人、減ってるんですね。ところが、保険給付費は令和5年度と令和6年度比較すると非常に増えているんですね。3億8千万円ですか。増額しているんです。第9期は令和8年度までですが、令和7年度、令和8年度で認定者数はそんなに増えてないんですけど、費用は増えてるんですよ。そうするとこの問題とは別にですね、基準額は別に増えるんですよ。これを非常に心配しています。その中でこれを上乗せすると10期の保険料の推移はより上がってしまう。そうすると、その部分も含めて被保険者にかかっていると予想されると思うんですよ。その辺を加味してこの問題を考えてい</p>

梅津次長	<p>かなければならないと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。</p> <p>先ほども説明をさせていただいたのですが、令和6年度の保険給付費の43億9千万円というのは、今回の期ずれを正すために3億円を入れておりますので、その部分を除くと40億9千万円ですので、約2億円程度の増額がありますので、間違いなく、今回の期ずれの2億1千万円の保険料の増額とは別にですね、通常に保険料を算定したとしても前回の基準額5,880円よりは高くなるのが想定されます。そして、更に今回この2億1千万円分を含めるということは、更に保険料が上がるということになります。</p>
菅野会長	<p>色々議論はあるでしょうが、結局は、今後これからの被保険者に負担をかけるのは、論外だと思うんですね。ですから、それ以外の方法で、ということしかないとと思うんですけど、皆さんいかがですか。</p> <p>それしかないですもんね。ますます保険料が上がって行って、これ以上負担をね、今後利用するか方、将来負担する方にね、これまでのつけをまわすことはできない。だとすれば一般会計のそれをもう決まったものをどうやって返していくかということは、やっぱりここで決められる話ではないし、方向性としてはわかりました、じゃあどういう方法で一般会計に返していくのか、それについては行政に考えていただいて、早めにお示しいたいて、決めるというか伺って、意見を述べさせていただくような方向性でいいのではないですかね。</p> <p>どうぞ。</p>
森田委員	<p>もう1回質問したい、と思ひまして、期ずれを修正しない、というのは違法ではないんですね。議会が通って返還しないといけない、というのは通ったからそうするしか選択肢はないってことですよ。</p>
梅津次長	<p>期ずれをこのままの状態にするという選択肢はないです。</p>
森田委員	<p>返すのは、被保険者が負担するか、市民が全体で負担するか、のどっちかしかない、ということですね。</p>
菅野会長	<p>これ20年間、今までも出てたんだから、国や県に相談したからばれちゃったということではない？</p>
梅津次長	<p>市の事務を執行する中で発覚しました。</p>

	<p>当時からの課長だった 5 人に聞き取りを行いました。4 人は知らなかったということで、気づいた 1 人も大変なことだと。</p>
菅野会長	<p>梅津課長もそうすればよかったんじゃないの。気づいた時点から色んな問題がでてきちゃったんでしょ。20 年間それでやってきたんだから、貧乏くじひいちゃわけだ。はい、山口委員。</p>
山口委員	<p>どうやって今後返していくか、市の方で予算を削ってということになると、今年もそうなんですけれども、介護予防の事業について縮小してきたってことがあるので、そうなってくると要介護者が増えてくるということになるのではないかと思います。あと、これがいいというのはわからないんですけども、20 年間でやってきたことを 20 年間で返すということもあるのかなと思います。</p>
菅野会長	<p>僕もさっきそれを話したわけです。とにかく 100 回払いでも 200 回払いでも、お金を少しずつ返していくとすれば負担が少ないんじゃないかと、そんな話も出てるので、ちょっとご検討ください。何もここで決められることじゃないので。はい、どうぞ。</p>
鈴木副会長	<p>国保特別会計は、一般会計からいわゆる法定外繰入ということで、今まで保険料を繰入してきたんですよ。ずっと。ただ、今後は、保険者が県と市町村の共同だったものですから、県の方針がありまして、一般会計からの繰入はやめるように、ということで繰り入れる市町村は少なくなってきたわけですよ。そういう意味では、保険料で賄わなければいけないってことなんですけど、介護保険の特別会計に対して一般からの繰入れってというのは、今まではやってきかなかったと思うんですが、例えば市の方で、議会で承認すれば、違法とかそういうものではなく、そういう判断もできると思うので、それも含めて考えると、保険料に転嫁しないで、そういう方法もある。議会で承認得られれば、そういうことも可能と思うんですけども。</p>
梅津次長	<p>介護保険法で、一般会計から繰り入れれば即違法かと言われれば、違法とまでは言えないところです。ただ、特別会計の原則からいくと、好ましい状況ではないということになります。</p>
清水委員	<p>発覚したから、これ基準第 5 段階で、これくらいかかるってということだけ</p>

梅津次長	<p>ども、こういうことが、もし黙ってたら 20 年間わからなかったんだから、ちょっと介護保険返せそうもないから、今、とぼけて年間 5000 円ぐらい上げとこうか、っていうことも黙ってできるってことですか、これ。</p> <p>介護保険の保険料を決定する際には、令和 8 年度になりますが、運営協議会で議論していただくことになります。その際には、今後第 10 期の介護保険制度を運営するためにこれだけのお金がかかります、そして 65 歳以上の第 1 号被保険者の方がこれぐらいになります。そうすると、運営するための費用を人数で割って、計算して保険料が算定されますので、そういうことにはならないと思います。</p>
清水委員	<p>人数だとか、お金というのは、黙ってたらわかんないじゃないですか。予算が 1 億だったら足りないから 1 億 5 千万とか、人数少ないと高くなるから人数を多くしとこうとか、わからないですよ。悪くとればね。そういうことになりませんか、って言っているわけですよ。例えば、このことについてもですね、3,924 円が正しいかどうか別問題として、4,500 円って書いてあったって、わかんないわけですけど、そんな気がするんだよね。だって、数字改ざんするの皆さん得意でしょ。</p>
菅野会長	<p>介護保険でいろいろ予算、決算、いろいろ出てきてますけれども、その数字を細かく見れば、わからないわけではないんでしょうけど、例えば、それを我々に任せるのはおかしいですよ。やっぱり会計監査員じゃないけれども、きちっとした数字が入ってやってこられたんでしょうけれども、ですから、よく 20 年間このまま来たんだと、と思うし、また、先ほどのご意見もあったように、20 年間来たんだから、あと 20 年ほっといたら、誰も傷つかないで、20 年たてば、私たち皆死んでいるからいいかな、というふうにも思うわけですよ。そのぐらい大きな数字なんですよ。ですからやっぱり、我々だけで考えるのはとてもとてもね。</p>
櫻井部長	<p>今回、平成 16 年に本来であれば補正予算を計上し支出しなければならなかったところが、翌年度の予算を使うという形で進んでまいりました。今回、執行部のほうでその辺について、令和 7 年 3 月定例会のほうで是正のほうはさせていただいたところがございます。で、そのとき財源として 2 億 1 千万円を一般会計から繰出しをさせていただきました。この取扱いにつきましてははですね、本日、皆さまからご意見をいただきました。また、先日市民説明会をさせてい</p>

	<p>ただきまして、そこでも大変厳しいご意見をいただいたところでございます。</p> <p>先ほど鈴木副会長から国保会計における繰り出し金の取扱いについて、一つ案をいただいているところでございますので、ただ国保会計では、その他繰出し金という形で国保保険料の軽減措置として、一般会計から繰出し金をこれまででは支出しているような事情もございます。そういった事もございますので、その他いろいろありますので、そちらを真摯に私どものほうで検討させていただいて取り扱ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。</p>
菅野会長	<p>まとまってしまいましたね。他にご意見ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
山口委員	<p>ちょっと最初の防止のところで、やっぱり気づいている方が、職員さんがいらっちゃったっていうところで、それは違うんじゃないかって言える環境が市役所の中で必要なんじゃないかって思いました。</p>
菅野会長	<p>昔はなかなか言えない雰囲気だった、というところでしょうか。ですから、今日の答申案としては、今おっしゃったような内容でやっていただくしかない、と、市長がお示ししていただいた質問の答えとして適切かどうかはわかりませんが、先ほど櫻井部長さんがおっしゃったことで答申内容としたいと思いがよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;委員 承諾&gt;</p>
菅野会長	<p>じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。その内容がまとまりましたらまた皆さんに通知したいかと思えます。それでは、他に事務局からございますか。</p>
清水委員	<p>ちょっといいですか。この議事に関係ないかもしれませんが、以前の運営協議会で、業者への過払いというものがあつたと聞いたような気がします。</p>
梅津次長	<p>それは、昨年度、消費税の過払いをしているということがございまして、本来非課税の事業に対して消費税をかけてしまっていたものがございました。それにつきましては、昨年度、消費税をかけてしまっていた10の事業者さんに対して、返還のほうをこちらお願いしましたところ、令和6年度中に、対象の事業者から全額返還していただきました。</p>

山口委員	<p>その返還をした事業所の一つなんですけれども、きちっとしていこうということで、私たちも確認していこうと思っているところですが、違う課のところにも契約をしているところで、この商品がどうなっているのかというご相談がありまして、その件について職員さんが知らなかったというところがありまして、職員の皆さんが知っていて欲しいというのは思いました。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございます。 それでは、その他ご意見や事務局からありましたら、どうぞ。</p>
川口主幹	<p>事務局から2点ほどよろしいでしょうか。 今回、流れでちょっと紹介が後になってしまいましたけれども、部長と同じく令和7年4月1日付で長寿あんしん課統括主査が酒巻に変わりまして吉田になりましたので紹介いたします。</p>
吉田統括	<p>&lt;吉田統括 挨拶&gt;</p>
川口主幹	<p>もう1点としまして、次回の日程についてお伝えしたいと思います。今回、短くて申し訳ないのですが、次回6月30日(月)にお願いしたいと考えております。内容としましては、地域密着型サービス事業者の指定を行うことについてとなりますのでよろしくお願いたします。</p>
菅野会長	<p><b>4 閉会</b> じゃあ、いいですか。それでは、今日、皆さんご苦労様でした。</p>
	<p>議事録署名人 _____ 松根 洋右</p>
	<p>議事録署名人 _____ 茂野 洋之</p>